

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年 5月28日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 渡 辺 元
同 中 野 信 吾

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 上下水道部経営企画課、水道管路維持課、浄水政策課、水運用センター（浄水政策課、水運用センターは、令和元年度組織 上下水道部水運用センター執行分）
教育委員会南部公民館、北部公民館
- (2) 監 査 の 期 間 令和2年4月13日から令和2年5月26日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
上下水道部 経営企画課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 水道管路維持課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 浄水政策課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 水運用センター	指摘する事項はなかった。
教育委員会 南部公民館	指摘する事項はなかった。
教育委員会 北部公民館	指摘する事項はなかった。

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会社会教育青少年課

(2) 監査の期間 令和2年4月28日から令和2年5月26日まで

(3) 監査の範囲 令和元年度の北部公民館に係る財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
教育委員会 社会教育青少年課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 行政財産目的外使用許可事務において、使用料を算定するにあたり、建物分を不算入としたため、使用料を少なく徴収していた。 ・ 北部公民館（災害対応型清涼飲料水自動販売機設置）

(5) 準拠基準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。